様式第５号（第５条関係）

三福発第　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　　　　印

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

　　　年　　月　　日に申請された小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付申請については、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第５条第２項の規定に基づき、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

１　申請事項

２　却下の理由

(教示)

　この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に三股町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの異議申立てをすることができなくなります。）

　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、三股町長を被告として提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）